

2016 年 12 月 14 日

団体年金事業部

確定給付企業年金の改善（弾力化）に伴う政省令等の発出について ＜続報＞

本日の年金トピック「No.2016-141 第 59 号」※にてご案内いたしました内容に続きまして、同日付で通知等も発出されましたので、以下のとおりご連絡します。今回新たに判明した内容等を含めて、後日改めて概要説明の資料をご連絡いたします。

＜関係法令＞

- 確定給付企業年金法施行令の一部を改正する政令（平成 28 年政令第 375 号）
- 確定給付企業年金法施行令の一部を改正する政令（平成 28 年政令第 375 号）＜新旧対照条文＞
- 確定給付企業年金法施行規則等の一部を改正する省令（平成 28 年厚生労働省令第 175 号）
- 確定給付企業年金法施行規則等の一部を改正する省令（平成 28 年厚生労働省令第 175 号）＜新旧対照条文＞
- 確定給付企業年金法施行規則第四十三条第一項に規定する通常の予測を超えて財政の安定が損なわれる危険に対応する額の算定方法（平成 28 年厚生労働省告示第 412 号）

＜通知等＞

- 「確定給付企業年金法施行令の一部を改正する政令」（平成 28 年政令第 375 号）等の施行に伴う確定給付企業年金関係通知の一部改正について（平成 28 年 12 月 14 日年発 1214 第 1 号）
- 「確定給付企業年金法施行令の一部を改正する政令」（平成 28 年政令第 375 号）等の施行に伴う「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」の一部改正について（平成 28 年 12 月 14 日年企発 1214 第 1 号）
- 確定給付企業年金規約例の全部改正について（平成 28 年 12 月 14 日付事務連絡）

→ <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000145209.html>

※官報および御意見募集（パブリックコメント）につきましては年金トピック「No.2016-141 第 59 号 確定給付企業年金の改善（弾力化）に伴う政省令等の発出について」をご参照願います。

(<http://nenkintsushin.dai-ichi-life.co.jp/index.php?i=1>)

以上